

株式会社外為どっとコム 外貨ネクストネオ取引約款 新旧対照表

<平成 28 年 9 月 24 日改訂>

(下線部は変更箇所)

新 (変更後)	旧 (変更前)
<p>外貨ネクストネオ取引約款</p> <p>第 1 条～第 7 条 (略)</p> <p>第 8 条 (口座の開設)</p> <p>1.</p> <p><u>(15) 外国 PEPs (犯罪による収益の移転防止に関する法律 (以下、「犯収法」といいます。) 施行令第 12 条第 3 項各号及び同法施行規則第 15 号各号に掲げる者 (外国の元首、外国政府等において重要な地位を占める者及び過去にこれらの者であった者並びにこれらの者の家族等) に該当しないこと</u></p> <p>2. ～6. (略)</p> <p><u>7. お客様が、本条第 1 項第 15 号に該当することとなった場合、または該当するおそれが生じた場合には、当社に対して直ちに当該事項を報告するものとします。</u></p> <p><u>8. 前項までに定める要件を満たし、かつ「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、当社にお客様の個人番号若しくは法人番号をご申告いただいた場合にのみ、本取引を行うことができます。</u></p> <p>以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>外貨ネクストネオ取引約款</p> <p>第 1 条～第 7 条 (略)</p> <p>第 8 条 (口座の開設)</p> <p>1.</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2. ～6. (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>7. 前項までに定める要件を満たし、かつ「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、当社にお客様の個人番号若しくは法人番号をご申告いただいた場合にのみ、本取引を行うことができます。</u></p> <p>以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>